

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	1/13

グリーン調達基準書

Ver.17.0



2025年7月1日
パナック株式会社

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	2/13

目 次

はじめに.....	3頁
パナック環境方針.....	4頁
1. 目的.....	5頁
2. 適用範囲.....	5頁
3. 用語の定義.....	6頁
4. グリーン調達を進め方.....	8頁
5. お取引先様への情報提示のお願い.....	9頁
6. 地球環境保全への取り組みのお願い.....	10頁
7. 鉱物調達に関する方針.....	10頁
8. グリーン調達基準書の改訂.....	10頁
9. お問い合わせ窓口.....	11頁
10. 改訂履歴.....	12頁

■ 添付資料

付表1: 禁止物質非含有証明書 兼 管理物質報告書

付表2: 禁止物質リスト

付表3: 管理物質リスト

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	3/13

はじめに

当社では、「地球環境を保全し持続可能な社会を実現すること」を企業活動の中でも重要課題の一つに位置づけ、取り組みを進めて参りました。この活動において、環境負荷の小さい資材を優先的に調達することが必要と考え、2006年に「グリーン調達基準書(Ver1.0)」を発行し、環境に配慮したグリーン調達活動を開始いたしました。

当社の環境基本理念にある「きれいな地球環境を後世に残すことは、今生きているわれわれの使命です」のとおり、われわれパナック(株)はこれを人類全体のミッションと捉え、永続的な環境保全活動に邁進して参りたいと存じます。

EU の RoHS 指令、REACH 規制に代表されるように、世界各国で製品に含まれる化学物質を規制する法律が強化されつつあり、年々その対象範囲が広がって来ております。

このような背景の中で、当社も環境基本理念に定めたように企業、企業人として自然の恩恵に感謝し、地球環境の維持・改善のため誠意を尽くして自主的な努力をすべく、ここにグリーン調達基準書を改訂して社員全員がこれを理解、踏襲し、実践してゆく所存であります。また、当社は、このグリーン調達基準書に基づき、環境に配慮した調達活動を推進し、お取引先様とともに社会に貢献していきたいと考えております。お取引先様のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2025年7月1日
パナック株式会社
管理本部 本部長
伊藤 義治

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	4/13

パナック環境方針

環境基本理念

きれいな地球環境を後世に残すことは、今生きているわれわれの使命です。パナックは企業として、企業人として、自然の恩恵に感謝の気持ちを持ちつつ地球環境の維持・改善のため、誠意を尽くして自主的な努力を傾注します。

環境方針

1. 事業活動を通じて、資源の有効活用、廃棄物および環境負荷物質削減を行い、環境保全の向上に努めます。
2. 生産活動での定常・非定常作業、さらには緊急時においても環境汚染の未然防止を図り継続的な改善に取り組みます。
3. 環境関連法規、地域社会との協定、顧客要求およびその他の要求事項を遵守し、環境の保全を実施します。
4. 定期的に環境目的及び目標を見直すと共に、継続的改善活動を通じて最新の環境管理システムを維持します。
5. 環境方針は、文書化し関係従業員に周知徹底します。

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	5/13

1. 目的

この基準書は、環境に調和した製品の創出提供に向けて、

- 1) パナックが調達する製品及びこれを構成する部品・材料・副資材等に含有される環境負荷物質について、使用を禁止または含有を管理する物質を明確にする。
- 2) 環境保全活動に積極的に取り組んでいるお取引先様(グリーンお取引先様)から環境負荷に配慮した資材(グリーン資材)を調達する。
- 3) お取引先様に周知徹底する。

これらのことによって環境に配慮した製品(グリーン製品)を提供し、製品の環境品質の向上を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この調達基準書は、パナックが取り扱う製品及びこれを構成する全ての部品・材料・副資材等をお取引先様から調達する場合及びお取引先様からの委託による試作品・開発品でパナックの製造工程に投入される製品・部品・材料等について適用する。

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	6/13

3. 用語の定義

用 語	定 義
1)資材	パナックが調達する製品及び製造工程で用いられる製品・部品・材料等をいう。
2)副資材	パナックが調達する包装用及び梱包用等の資材をいう。
3)部材	パナックが調達する部品及び材料をいう。
4)環境負荷物質	製品及び部材などに含有される物質と、製造時に使用される物質のうち、何らかの法的根拠や過去の事例から、地球環境及び人体へのリスクが重大とパナックが判断し指定した化学物質をいう。
5)環境負荷物質 管理区分	パナックが取り扱う製品及びこれを構成する全ての部品・材料・副資材等に含有する環境負荷物質について、禁止物質および管理物質に区分し管理する。
6)禁止物質	(1)国内外の法規制で製品、部品及び材料への含有禁止あるいは含有濃度の上限が定められている環境負荷物質をいう。
	(2)パナックに納入する製品への閾値(対象範囲)を超える含有を禁止する。
	(3)禁止物質は含有濃度によらずパナックへの報告が必要となる。また、何らかの手段で含有が判明した場合は含有濃度によらずパナックへ報告する。
	(4)閾値が設けられている禁止物質について、パナックの加工後の製品の含有濃度が閾値未満であれば、材料として調達できる。
7)管理物質	(1)意図的な使用を制限するものではなく、製品への含有状況を把握し健康、安全衛生、適正処理等を考慮すべき環境負荷物質をいう。
	(2)パナックの顧客の基準によって除外用途に指定されている禁止物質は、管理物質として扱う。
	(3) 管理物質は含有濃度によらず既知の化学物質であれば、パナックへ報告する。
8)均質材	(1)均質材とは、機械的に異なる材料に分解できない同一材質の材料をいう。 例えば、次のような材料をいう。 a)化合物、ポリマーアロイ、金属合金などの状態 b)塗装、印刷、メッキなどの単層又は複層の場合はそれぞれの単層ごとの状態 c)塗料、接着剤、インキ、ペーストは乾燥後の状態 d)樹脂ポリマーは成型後の状態 e)ガラス及びセラミックは成型後の状態

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	7/13

用 語	定 義
9)含有	(1)物質が意図的であるか否かは問わず、製品を構成する部位に含有、使用、充填、混入、付着することをいう(加工プロセスにおいて意図せずに製品部材に混入又は残留、付着する場合も含む)。 (2)生産工程中において工程条件、機能、品質等の維持のために意識的に使用(意図的使用という)され、製品、部材中に含まれること。 (3)天然素材中に含有している化学物質や、工業的な精製過程において残ってしまうもの(不純物)が含まれている場合も含有と解釈する(ただし、国内外の法規制上問題にならない場合で、含有が予測できない場合や、含有量の情報がない場合は含有なしとみなす)。
10)含有濃度 (含有率)	同一材質の部位の重量と、これに含有する環境負荷物質の重量の比率(ppm、wt%等)をいう。
11)意図的 使用	特定の機能／外観／品質の維持及び向上、または工程条件の維持の為など何らかの性能の発現等を目的として、製品または部材の製造時に意図して化学物質を使用すること。
12)不純物	(1)天然素材中に含有され、工業材料としての精製過程で既存技術により除去しきれない化学物質(natural impurity)をいう。 (2)意図的使用されていない化学物質であって、化学的合成反応の過程で生じた副生成物、および触媒残渣など既存技術により除去しきれない化学物質をいう。 (3)主原料と区別するために「不純物」と呼ばれるもの、上記(1)、(2)を、素材の特性を変える目的で意図的に使用する場合は、「不純物」として扱わず含有とみなす。 (4)許容濃度が指定されている場合、不純物の濃度は当該許容濃度を越えてはならない。
13)閾値 (含有許容値)	(1)閾値(しきいち又はいきち)。対象用途における含有許容値をいう。 (2)禁止物質はパナックに納入する製品への閾値(対象範囲)を超える含有を禁止する。 (3)禁止物質が製品、部材に許容される最大含有率。閾値を超える濃度の場合は含有とみなし、閾値未満の場合は非含有であると判定する。
14)紛争鉱物 コバルト マイカ	アフリカのコンゴ民主共和国(DRC)、及びその周辺 9 ヶ国で違法に採掘される鉱物資源“タンタル、スズ、タングステン、金”(3TG)が、人権侵害、環境破壊などを引き起こしている武装勢力の資金源となっているとの懸念から、米国金融規制改革法(通称:ドッド・フランク法)によって“コンフリクトミネラル(紛争鉱物)”として定義されている。 人道的な観点から米国の上場企業に対して“コンフリクトフリー(武装勢力の資金源になっていない鉱物)”な調達を求められている。 また、児童労働など人権問題に対する懸念から、コバルト・マイカについても責任のある調達が推進されている。

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	8/13

4. グリーン調達を進め方

1. グリーンお取引先様

下記の環境管理活動を推進しているお取引先様から優先的に調達をおこなう。

《主な要求・評価事項》

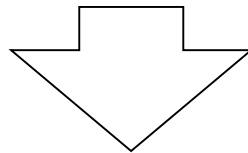
- (1) 環境マネジメントシステムの構築運用
- (2) 環境管理物質の管理体制の構築・運用
- (3) 環境管理物質含有調査への協力体制整備
- (4) 工程内での禁止物質不使用

2. グリーン資材

環境負荷が少なく指定物質を含まない部品・材料・副資材等を調達する。

《主な要求・評価事項》

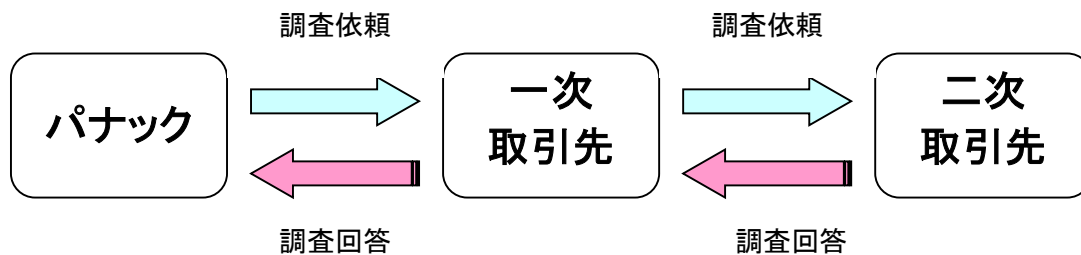
- (1) パナックが禁止物質に指定している物質の非含有証明
- (2) 部品・材料・副資材に含有する化学物質に関する情報開示



パナックグリーン調達

『グリーンお取引先様』から『グリーン資材』を優先調達します。

《環境調査要請とデータの流れ》



二次以降のお取引先様がある場合、一次お取引先様からの調査依頼と回答の入手をお願い致します。

パナックが調達している部材を原料まで遡って環境調査頂きますようお願い致します。

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	9/13

5. お取引先様への情報提示のお願い

『お取引先様』および『部品・材料・副資材』の新規採用、変更時には、パナックに以下の資料を提出頂き、事前に評価(認定)を行います。また、その他の依頼事項を適宜お願いすることもありますので、ご協力をお願い致します。

5.1 提出資料と作成・提出要領

下記の資料をパナック、またはパナック海外拠点各担当部門に提出をお願い致します。

提出資料	報告内容
1. 禁止物質非含有証明書 兼 管理物質報告書	納入する部品・材料・副資材が以下を満たすことを確認する。 『禁止物質』に規定される物質を含有していない、または閾値を定めている場合は含有量が閾値未満であることを記載する。 及び、『管理物質』に規定された物質を含有している場合は含有濃度によらず記載する。
2. SDS	化学物質の名称、物理化学的特性、危険有害性、取扱い上の注意等について情報を記載したシート。
3. 分析データ	RoHS10 物質 (Pb,Cd,Hg,Cr6+,PBB,PBDE,DEHP,DBP, BBP,DIBP) の分析データ。RoHS 分析データは書類発行日から一年以内のデータの提出をお願い致します。(分析は ISO/IEC 17025 を取得した第三者機関でお願い致します。) また、ハロゲン、その他分析データを適宜お願いする場合があります。
4. chemSHERPA CI または AI	経済産業省が公開したサプライチェーンにおける製品含有化学物質の情報伝達用データ作成支援ツール。対象物質リストに登録された物質を含有している場合、均質材毎の含有率を記載する。

5.2 この調達基準書と異なる基準でのご対応をお願いする場合

必要に応じて国内外の法規制対応および顧客の個別要求により、上記以外の資料のご提出や、この調達基準書と異なる基準での対応をお願いする場合がございます。その際には、ご協力お願い致します。

(例: JAPIA シート、米国有害物質規制法(TSCA)、紛争鉱物調査用テンプレート)

5.3 提出情報の取扱いについて

ご提出頂いた資料は、パナックからお客様に提出する場合がありますので、予めご了承をお願い致します。

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	10/13

5. 4 仕様書等への記載について

パナックへ仕様書を提出頂く際には、パナック発行のグリーン調達基準書に規定する禁止物質の使用有無を確認の上、「パナック株式会社グリーン調達基準書に準拠している」旨の記載をお願い致します。

6. 地球環境保全への取り組みのお願い

下記の活動について、パナックから実態調査などの調査依頼をする場合があります。

- 1) 地球温暖化物質の削減
- 2) 廃棄物の排出量削減
- 3) 化学物質管理
- 4) 環境評価(大気汚染防止、水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止、振動防止等)
- 5) 生物多様性保全の評価

7. 鉱物調達に関する方針

パナックは、鉱物の調達活動を通して紛争や人権侵害を助長することのないよう、紛争地域または高リスク地域を原産国とし、企業の社会的責任の観点からパナックにとってリスクの高い鉱物を「高リスク鉱物」として特定し、流通過程において紛争への加担や深刻な人権侵害が行われていることを認識しながら、高リスク鉱物を使用する製品、部品及び材料の調達を行わないことを基本方針としています。

この方針の遵守を徹底するため、Responsible Minerals Initiative (RMI) により確立された Responsible Minerals Assurance Process (RMAP) に準拠した製錬所から高リスク鉱物を調達するようサプライヤーに対して要請します。

また、パナックは「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンスガイダンス (OECD ガイダンス) に従い、サプライチェーン上の高リスク鉱物の原産国及び流通過程に関するデュー・デリジェンスを実行します。

高リスク鉱物＝タンタル、スズ、金、タングステン、コバルト、マイカ

8. グリーン調達基準書の改訂

この調達基準書は予告なく改訂する場合があります。

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	11/13

9. お問い合わせ窓口

グリーン調達基準書に関する問い合わせは貴社が取引されている各拠点にお願い致します。

パナック株式会社(日本)
品質保証部 環境管理担当
TEL:03-6630-8705
FAX:03-6630-8715

蘇州凡納克光電有限公司(中国蘇州市)
品質保証部 環境管理担当
TEL:+86-512-6807-5315
FAX:+86-512-6841-1119

深圳凡納克光電科技有限公司(中国深圳市)
環境管理担当
TEL:+86-755-2961-9333

上海凡納克塑膠膜有限公司(中国上海市)
品質保証部 環境管理担当
TEL:+86-21-5866-7070
FAX:+86-21-5866-0530

台湾汎納克股份有限公司(中華民國台湾省)
環境管理担当
TEL:+886-4-2359-0011
FAX:+886-4-2359-2522

パナックアドバンスドフィルムマレーシア株式会社(マレーシア)
品質保証部担当
TEL:+60-4-5230373

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	12/13

10. 改訂履歴

改訂版	改訂日	改訂理由	承認	確認	作成
Ver.1.0	2006 年 12 月 1 日	制定	秋山	高橋	田中
Ver.2.0	2009 年 5 月 1 日	全面改訂	秋山	高橋	久保田
Ver.3.0	2010 年 11 月 1 日	調査対象製品を拡大 提出資料の一部追加 改正化審法施行に伴う物質数追加 新規欧州指令施行に伴う物質数追加	菅谷	高橋	久保田
Ver.3.1	2011 年 7 月 1 日	新規欧州指令施行に伴う物質数追加	小林	高橋	土井
Ver.4.0	2012 年 7 月 1 日	全面改訂	小林	久保田	土井
Ver.5.0	2013 年 7 月 1 日	全面改訂	伊藤	久保田	土井
Ver.6.0	2014 年 7 月 1 日	禁止物質の追加	伊藤	久保田	土井
Ver.7.0	2015 年 7 月 1 日	禁止物質の追加 用語の説明追記	伊藤	久保田	土井
Ver.8.0	2016 年 7 月 1 日	基準書の表現を修正 改正化審法施行に伴う変更 管理物質に赤リンを追加 物質リストの変更箇所を赤字に設定	伊藤	野村	小林
Ver.9.0	2017 年 7 月 1 日	基準書の表現を修正 提出資料を見直し 禁止物質 PCN の塩素数を変更	伊藤	野村	小林
Ver.10.0	2018 年 7 月 1 日	提出資料を見直し 化審法改正に伴うリスト更新	伊藤	野村	小林
Ver.11.0	2019 年 7 月 1 日	基準書の表現を変更 禁止物質の追加 安衛法改正に伴うリスト更新 赤リンの CAS No 追記	伊藤	久保田	伊達
Ver.12.0	2020 年 7 月 1 日	コバルト調達方針追加 管理物質の BNST 削除 誤字等修正	伊藤	久保田	伊達
Ver.13.0	2021 年 7 月 1 日	基準書の記載内容を一部変更 禁止物質・管理物質の追加	伊藤	久保田	伊達
Ver.14.0	2022 年 7 月 1 日	マイカ調達方針追加 禁止物質・管理物質の追加	伊藤	久保田	伊達
Ver.15.0	2023 年 7 月 1 日	鉍物調達に関する方針追加 お問い合わせ窓口（マレーシア）追加 禁止物質・管理物質の追加・変更、誤記修正	伊藤	久保田	伊達

発行日	2025 年 7 月 1 日
版番号	Ver.17.0
頁数	13/13

改訂版	改訂日	改訂理由	承認	確認	作成
Ver.16.0	2024 年 7 月 1 日	禁止物質の追加 禁止物質・管理物質・物質の表記統一（英語版、中国語版）	伊藤	久保田	伊達
Ver.17.0	2025 年 7 月 1 日	禁止物質・管理物質の追加 ホルムアルデヒドの管理方法変更	伊藤	久保田	伊達